

第二次世界大戦前のブラジルにおける日本移民制限の動向

―「レイス法案」をめぐる論争の多角的検討

ドナシメント・アントニー

はじめに

1. ブラジルの移民政策と日本人

一八八八年の奴隷制廃止にともない、ブラジル経済の牽引者であったコーヒー農園主は深刻な労働不足に直面した。そこで、ブラジルは奴隷に代わる労働力を海外に求め、政策的にヨーロッパ移民の導入を決定した。すなわち、一八九〇年に制定された法令五二八号では、アジア、アフリカ生まれの者の入国が原則的に禁止される一方で、契約労働者（コロノ）としてのヨーロッパ移民の大量導入が推進された。このような人種差別的な法律は、当時ブラジルで支配的であった「白人化（abranqueamento）」イデオロ

史苑（第七四卷第二号）

表1 年代別ブラジル移民数 1908～1941年

年代	移民数
1908～10	1,714
1911～15	13,371
1916～20	13,576
1921～25	11,349
1926～30	59,564
1931～35	72,661
1936～40	15,473
1941	1,277
合計	188,985

出典：鈴木讓二『日本人出稼ぎ移民史』p. 168.

第二次世界大戦前のブラジルにおける日本移民制限の動向（ドナシメント）

ギーに沿うものであった。^①「白人化」は、ブラジルにおける有色人種、とりわけ黒人的な要素を排除するために、ヨーロッパの白人移民を導入し、有色人種と混血させることで、白人の身体的特徴に近い国民を造り上げようとする考え方で、ヨーロッパの「人種主義」^②の影響を受けたブラジルのエリート層が受容した思想であった。^③このように、国家形成の理念が人種的な条件と関係づけられていた当時のブラジルでは、日本人は歓迎される移民ではなかった。

ところが、コーヒー農園の不況により、サンパウロ政府が主に誘致したイタリア移民の生活状況が悪化したため、イタリア政府は、一九〇二年に自国移民のブラジルへの送出一時的に中止した。その結果、再び労働不足に直面したサンパウロ州政府は、移民法を改正して、一時的措置として渡航費を補助することにより日本移民の受け入れを決定した。その結果、一九〇八年に短期的労働者、いわゆる出稼ぎ移民として、ブラジル日本移民の導入が始まり、主に一九六〇年代まで日本人のブラジル移住が進展した（表1）^④。

しかし、日本移民も当初、コーヒー農園でのコロノ生活には馴染めず、経済的な困難や奴隷のような過酷な労働のために、多くが農場から逃亡したり、農場を渡り歩いた。^⑤その結果、当時のサンパウロ州農務長官であったパ

ウロ・デ・モラエス・バロス (Paulo de Moraes Barros)

は、日本移民により繰り返される紛擾や農場における非同化性と非定着性を指摘して、一九一四年に、次年度より日本移民への渡航補助金を中止する決定をした。その背景には、第一世界大戦で途絶えたヨーロッパ移民の再開が見込まれていたことがある。^⑥ところが、サンパウロ州政府の予測に反し、ヨーロッパ移民の回復が見られなかったため、一九一七年、サンパウロ州政府は再び日本移民への渡航補助金を復活させ、ヨーロッパ移民の代替移民として日本移民の誘致を継続させ、渡航費補助による日本移民の受け入れが一九二一年まで続いた。^⑦

このように、一九二〇年代までのブラジル日本移民史を振り返ってみると、日本移民は単にヨーロッパ移民の一時的な代替労働者であり、当時の国造りの人種的理念に当てはまらないがゆえに、奨励はおろか積極的に継続する理由があまりないと考えられていた。そのため、一九二一年以降、日本移民に対する補助金支給は廃止された。

米国同様、ナシヨナリズムが高揚し始めた一九二〇年代初期のブラジルでは、米国の排日運動を背景にして、白人優勢主義に基づく反日派が結成された。そして、同派の一員でミナス・ジェライス州選出議員でもあったフイデリス・レイス (Fidelis Reis) が、一九二三年十月二二日、

連邦議会に黒人移民と日本移民を対象にした、後に「レイス法案」と称されることになる移民制限法案を提出した。⁸⁾

2. 本稿の目的

本稿では、「レイス法案」がブラジル連邦議会下院に提出された後、一九二二〜二七年のおよそ四年間にわたって続いた日本移民制限をめぐるブラジル社会での議論を分析対象とする。管見の限りでは、一九三四年に在伯日本人文化協会が編集した『伯國新憲法審議会における日本移民排斥問題の経過』と、一九九七年の三田千代子による「ブラジルの移民政策と日本移民―米國排日運動の反響の一事例として―」⁹⁾および二〇〇九年の『出稼ぎ』から「デカセギ」¹⁰⁾へのブラジル移民一〇〇年にみる人と文化のダイナミズム』¹⁰⁾以外の研究では、わずかに「レイス法案」の存在について言及にとどまっている。

そこで本稿は、「レイス法案」がブラジル連邦下院議会、農工委員会、次いで財政委員会で審議されている間に起きた、日本移民制限をめぐるブラジル議会、ブラジル日系社会、日本社会のそれぞれにおける様々な論争を多角的に整理・再検討することを目的とする。

一、一九二〇年代の日本移民をめぐる日伯両国の社会状況

1. 日本の政治・経済・社会的背景

一九二〇年代前半の日本では、食料不足を背景に、人口・失業問題の解決策が対外政策に求められ、日本政府による海外移民奨励策が進められた。特に前述のサンパウロ州政府による移民補助金の途絶を憂慮して、ブラジルへの移民送出に対する支援策が日本国内で議論された。¹¹⁾ その結果、日本政府は一九二三年に発生した関東大震災の被災者救済策として、一九二四年に渡航費を補助して移民をブラジルに送り出した。また、一九二四年、東宮成婚を記念して、渡航費全額を補助する「大毎移民」がブラジルに送り出された。さらに一九二五年からは、日本政府による渡航費の全額補助が開始され、国策移住への第一歩を踏み出した。¹²⁾ このように、一九二〇年代前半は、日本政府が移植民政策の必要性を理解し、その実現に向けて積極的に舵をきった時期と言えよう。

2. ブラジルの政治・経済・社会的背景

一九二〇年代には、南米全体の潮流であったナショナリズムがブラジルでも高揚した。すなわち、それまでヘゲモニーを握っていたサンパウロ州やミナス・ジェライス州

のオリガキーを支える体制に対して、この時期にはナシヨナリスティックな批判が強まった。ヨーロッパの政治体制の模倣を諦め、ブラジル特有の現実に沿った国家体制を実現すべきだという声が強まり、国家権力が地方権力を超越すべく、ブラジル政府の中央集権化が強化された^⑬。同様に文化面でも、ヨーロッパ文化の盲目的な模倣が問題視され、ブラジル文化の固有性（ブラジリダーデ）を模索すべきだとの国民的な意識が台頭した。

ナシヨナリズムの台頭にともない、前述した「白人化」イデオロギーがさらに強化され、白人移民促進の要求が再び強まり、移民政策に具体的な影響を及ぼし始めた。日本移民が欧州移民に比べて移動性が高く、コーヒー農場に長く定着しないため、移民に支給する補助金の点で、欧州移民よりコスト高だと判断したサンパウロ州政府は、一九二一年、日本移民への渡航補助金支給の更新を拒否した^⑭。その背景には、第一次世界大戦のため途絶えていたイタリア移民の復活が予想されたことに加えて、ブラジル北東部で続いていた早魃のために、避難を余儀なくされた国内移民がサンパウロ州のコーヒー農場に雇用を求めたことから、日本移民導入の必要性が低下したことがあった。

このように、「レイス法案」は、日本とブラジルの相入れない思惑の中でブラジル議会に提出されたことがわかる。

二、レイス法案をめぐる諸論争

ここでは、まず「レイス法案」の主要な条文とその内容を紹介した上で、ブラジル議会、ブラジル日系社会、日本社会のそれぞれにおける様々な論争を整理・再検討しよう。

1. 「レイス法案」の内容

本稿の目的に関わっては、特に第四条と第五条が重要である。以下にその各条文を示す^⑮。

第四条 政府ハ国民ノ人種的精神的及体力的組成ニ有害ト認ムル有ユル分子ノ入国ヲ遮止スル為其ノ執レノ地ヨリ出發シ来ルヲ問ハス伯刺西爾ニ向テ渡来スル移民ニ関シ嚴重ナル取締ヲナスベシ

第五条 黒色人種ノ植民ハ伯刺西爾ニ入国スルコトヲ禁ス又黄色人ニ関シテハ該人種ニ属スル国内現在者ノ百分ノ三ニ相当スル人数タケ毎年入国ヲ許可スベシ

フィデリス・レイスは同法案を提出した際に演説を行い、その提案理由を「伯国の国力発展は主として人口の増加に依らねばならないが〔中略〕移民問題と云ふよりは拓殖問題は精神、人種、政治、社会、経済等種々の方面から

考へねばならぬ、単に経済上の見地のみから見たのではない、黄色人種移民は人種擁護と云ふ点から世界諸国で排斥してゐる通り反対である。」と明確に述べている。

つまり、移民の導入を促進する際には、国民の人種形成を優先的に考慮するべきであり、ヨーロッパ移民を奨励し、ブラジルの人種形成に有害な分子と考えられる有色人の導入を禁止抑制すべきであるというものであった。フィデリス・レイスは同法案を提出することによつて「白人化」を進めようと考えたと見える。

レイス法案の提出後、一九二二〜二七年の五年近くに渡つて、同法案および移民制限をめぐる賛否両論の激しい論戦審議が続いた。²⁰しかし、多くのブラジル人政治家および知識者が「レイス法案」に反対したことと、一九二六年に大統領になつたワシントン・レイス (Washington Luis) が日本移民導入を支持したため、同法案は一九二七年に可決されぬまま棚上げとなつたのである。²¹

次に、同法案をめぐるブラジル議会での論争と、ブラジル日系社会、日本社会における同法案に対する見解を整理し、再検討を行う。

2. ブラジル議会における論争

まずは「レイス法案」に対するブラジル議会での論争を、

法案の賛成派と反対派に分けて分析する。

① 「レイス法案」賛成派

賛成派は、主に人種的、経済的、政治的（帝国主義への警戒）な理由を、賛成の根拠に挙げている。すなわち、一九二三年一月に黄色人種移民制限を三%から五%に引き上げる修正案を提出した、サンパウロ州選出議員のジョアン・デ・ファリア (João de Faria) は、文化、習慣、言葉が異なるために日本人はブラジル社会に同化できないと述べた。彼は一九二三年一月に、同修正案を財政委員会に提出する際に行つた演説の中でも、ブラジル医学士院長であつたミゲル・コート (Miguel Couto) の「直に国人性改善上聖州が日本移民を招来した事は最大犯罪だ」なる発言を引用して、ブラジルの人種的形成上、日本移民は望ましくない要素であると主張した。²²またファリアは、経済的な面においても日本移民は農場への定着率が低く、出稼ぎ指向で定住植民者ではないため、ブラジルの開発に貢献しないと訴えた。²³

さらに法案提出者であるフィデリス・レイスにより、政治的かつ軍事的な理由も取り上げられた。彼は日本の勢力圏に言及して、「南米が日本の勢力圏となり得る」と主張し、「黄禍論」に基づき、日本移民には軍事的な危険性があるとの懸念を示した。²⁴「黄禍論」に関してタケウチ・Yは、

ブラジルでは一九世紀末から「人種主義」が普及したが、二〇世紀初頭から日本移民を対象にした「黄禍論」がブラジル外務省を通じて日本駐在ブラジル公使に伝えられ、さらに一九〇七年創刊の「フォン・フォン」（Fon-Fon）や、一九一一年創刊の「カレタ」（Caretá）という大衆雑誌により、同論が戯画（カリカチュア）の形で広く国民に紹介されていた²⁵。したがって、筆者はこのようなレイスの主張がブラジル政治界における「黄禍論」の最初の出現だと考える。

② 「レイス法案」反対派

一方、「レイス法案」の反対派からは、主に人種的・経済的な理由があげられた。まず人種的な観点からは、「レイス法案」が人種差別的なテキストであり、国籍を問わず移民の入国を許可するブラジルの憲法に逆らうものであると断言された。そして、何人かの政治家は、むしろ日本移民は人種的かつ労働的な面において高く評価された。例えば、当時のブラジル国家統計局長であったプリヨンエス・カルバリョ（J.L.S. de Bulhões Carvalho）は、日本移民について「日本人は知性がある、働きの者で、辛抱強く、質素でよく規律を順守する。すなわち高く評価すべき美德をそなえた民族で、これだけの美点を揃って備えた人間をブラジル人労働者のなかに見出すのは至難である。」とその

資質を高く評価した²⁶。

また、経済的な理由は、「レイス法案」反対派の代表者と目される、サンパウロ州選出議員のオリベイラ・ボテリョ（Oliveira Botelho）により主張されている。彼は、日本移民の実態を農場に赴き視察したうえで、「反レイス法案」書となる報告意見書を、一九二五年七月八日に下院財政委員会で発表した。同書の主張は、「これ蓋し日本人は農民として優秀なるのみならず、伯国現下の致富に貢献し併せて将来に於ける伯国の偉大、隆昌並に令名をヨウ護すべき天晴れなる人種の再現に与つて力あるべきを以てなり。」²⁷というものであった。

つまり、「レイス法案」賛成派の主要な支持者たちは人種問題を優先するのに対して、「レイス法案」反対派の主要な支持者たちは経済的観点から反論した、という対立構図が見えてくる。

③ 「レイス法案」賛成派・反対派双方の国会議員や学者たち賛成派の国会議員には、ミナス・ジェライス州選出の議員が圧倒的に多い。その中には、一九二一年に黒人のブラジル入国を禁止しようと法案を提出した、シンシナット・ブラガ（Cincinnati Braga）とアンドラデ・ベゼーラ（Andrade Bezerra）がいる。同法案は可決されなかったが、移民制限の動きはこの時に始まったと理解できる。

「レイス法案」は黒人移民制限を企図した同法案を引き継いだものと考えられる。²⁸⁾

賛成派の学者には、特にブラジル医学士院会の代表者である前述のミゲル・コートとアルツール・ネイバ (Arthur Neiva) の存在に注目すべきである。実際、ブラジル医学士院は一九二四年に会議を開催し、そこで「レイス法案」に同意することを決め、その決議は下院議員でもあったミゲル・コートにより議会で発表されたのである。彼はそれ以来、排日派の先鋒として活動を続け、その意志はやはり国会議員となった子息にまで受け継がれた。

一方、反対派の主要な代表者には、サンパウロ州の選出議員が多かったとみられる。同州の議員の多くが、一九二〇年代にブラジルの輸出の約五〇%を占めていたコーヒーを生産する、サンパウロ州のコーヒー農場の農場主の利益代表となっていたからである。

3. 「レイス法案」に対するブラジル日系社会の見解

ブラジルの日系社会でも、「レイス法案」は米国の排日運動に影響された、人種偏見に基づく法案として認識された。ブラジルで発行されていた『伯刺西爾時報』(創刊一九一七年)という日系新聞には、「殊にサンパウロ州選出議員ジョン・デ・フリア氏は、新移民法案に賛成の

意見を提出し、協賛を得たから、又今年の議員にも、日本移民排斥問題に関し彼は論議されることだろうが、北米に於いて、英領植民地に於いて、是まで散々排斥された日本人が、又しても伯国で排斥されると云ふことは、罪を起した覚えのない吾々には、一向其意を解し得ぬである。」²⁹⁾ という不満が表明されている。その一方で、「レイス法案」は「議員の対日感情を知るテキストとなった」という楽観的な主張も見られた。

ブラジル日系社会における「レイス法案」に対する見解は、次のようにまとめられる。まず、ブラジルの日系新聞によると、「珈琲園労働も植民地労働も共に労働能力に於いては他人種に「勝」るとも決して劣りはしない。が然し茲に注意すべきは単に労働によりて自己を利し間接に他人を利したからとてそれで完全社会生活を富むものの一員として許すことは出来ぬのである。特に他人の如く他人の国に住居する者にあたっては大いに考慮を要する問題である。排日の問題も要するに此の一点に胚胎するのではあるまいか。」と考えられていた。³⁰⁾

したがって、それを反省した上で、日本移民は「公共事業に卒先すべきである各個人の周到なる用意と綿密なる注意は同胞の伯国に於ける位置の根底を為するのであって、苟も一日たりとも伯国に住居せんと欲する者は此の観

念を深ふして伯人との融和をはかるべきである。」という意見がでていた。このことは、「レイス法案」を日本人排斥問題と見なしつつも、それを避けるためには、日本人が努力してブラジル社会にもっと溶け込まなければならぬ」という意識が、在留同胞社会にあったことを示している。

さらに、『日伯新聞』の社主であった三浦鑿の記事を紹介したい。三浦鑿は「へなぶり」という独特な文体で在留邦人に人気を博したが、「レイス法案」以来の日本移民に対するもう一つの考え方をよく反映していると思われる。三浦はまず、「外国移民の杜絶した時こそ日本移民も必要であれ歐洲移民が潤沢に渡来する様になった今日此頃、日本移民は来てもよし来なくても差支ないと云うのが偽らざる真情である」と主張した。つまり、ヨーロッパ移民の導入が順調ではない場合には、日本移民は一時的にその代替移民として導入されるが、ヨーロッパ移民が再開すれば日本人は来ても来なくてもいいので、日本移民は不可欠な労働者ではないと考えたのである。その上で三浦は、「資本と文化を伴い尊敬の対象となる、海外発展の意義を持つ移民の送出を促進するべきだ」と強く主張した。

4. 「レイス法案」に対する日本社会の見解

次に、日本社会の「レイス法案」に対する見解を考察し

よう。ここでは、特に日本の外務省や駐ブラジル日本大使館と日本の新聞を取り上げる。

日本社会では、「レイス法案」が人種差別主義に基づく、日本移民を排斥するための法案として認識されていたと言える。たとえば、一九二四年一月九日の『国民新聞』によると、同法案は米国での移民制限の影響を受けた法案として認識されていた。実際、このような見解は日本の外務省や、当時の駐ブラジル日本大使であった田付七太の言動にも見られるもので、同年に公布された米国の排日移民法として知られる「移民割当法」を意識したものと捉えられていた。一九二四年四月一日に、松井慶四郎外務大臣が田付大使に宛てた電報では、「最モ今後ノ警戒ヲ要スルベキコトニ候若シ此ノ如キ法案カ毎年議會ノ議ニ上ルニ於テハ漸次共鳴者ヲ生シ北米ノニノ舞ヲ踏ム惧無キヲ必シ難キニ付貴官ハ出来得ル限り此種運動ヲ未然ニ防ク様充分御尽力相成度。」と危惧していたことが伺える。そのうえで松井外務大臣は、排日運動を阻止する必要があるので適切な対策を行うよう田付大使に依頼した。

田付大使はこれに応え、ブラジルの政界や言論界の親日家に対するロビー活動を始めた。そして、一九二四年一月二二日の電報で田付大使は、幣原外務大臣に移民制限が実施される前に移民を多数送り出した方がよいと意見を述べ

た。また同大使は、一九二四年に開催された「帝国経済会議」において、「我々は何れの国へも、其の歓迎せざる移民を送らむとするが如き意見を有しませぬ。只、未だ開拓せらざる地方に資本又は労力を供給し、単に移住者又は其の本屋の為のみならず、彼等が新に墳墓の地として定住する国の為、何れも等しく其の繁栄、幸福を増進することが我々の一貫せる希望であつて、之れが為、政府は十分を尽くす覚悟であります。」と述べている。興味深いことに、このような意見が述べられた同会議では、北海道とブラジルへの移民奨励の議論が行われた。そして、これからは資本を伴った労働力の送出行を伴うこと、単なる「出稼ぎ」ではなく「永住移民」を奨励すること、渡航費全額補助および渡航後の保護育成を行うことが決定されたのである。

おわりに

「レイス法案」をめぐる三つの社会におけるそれぞれの論調をまとめると、次のようになる。

ブラジルの国会では、移民制限賛成派は、国家形成のための人種問題を優先させて議論しており、日本移民排斥論はその観点から出された可能性が高い。そのため、筆者は「レイス法案」がブラジルにおける第一次排日運動であつ

たと考える。そして、同法案を支持するために、主に人種的かつ社会的・経済的・政治的な観点から、以下の三つの賛成論拠が示されたと考えられる。

一、人種的かつ文化的な理由…ブラジルにおける文化、習慣、言葉が日本と大きく異なるために、日本人は同化できない。また、日本移民の導入は、ブラジルが進める「白人化」に対する犯罪行為であり、日本人はブラジルの人種形成には望ましくない分子である。

二、経済的理由…日本移民は農場での定着性が低く、植民定住者でないため、開発には貢献しない。

三、政治的な理由…南米が日本の勢力圏となる危険性がある。また、日本移民の送出行は帝国主義の手段である。これらの理由から、日本移民が単一の民族として国内の随所に集団入植地を形成するのは、ブラジルの将来にとって望ましくないと主張された。

一方、移民制限反対派は、主に経済的な観点からこれに反論した。その主な理由としては次の二つをあげることができる。

一、人種差別的な法案は、人種の平等を精神とするブラジルの憲法に違反する。

二、日本人は優秀な労働者であり、将来のブラジル発展に貢献する。

第二次世界大戦前のブラジルにおける日本移民制限の動向（ドナシメント）

これに対し、日本社会の方では、「レイス法案」をきっかけに、排日運動が米国からブラジルに波及する恐れがあると認識しており、その対策として政府の管理の下に、単なる労働者ではなく、資本と文化を伴う定住移住地建設を奨励すべきであるという主張が強くなった。

また、ブラジルの日系社会では、「レイス法案」は人種差別的な法案ではあるが、この法案は議員の対日感情を知るテキストとなったと認識された。そして、経済・社会的観点から、日本移民はブラジル社会への同化に努めないといけないという意見が表明された。換言すれば、「レイス法案」が排日問題であるにもかかわらず、それを克服するための一つの鍵は日本移民の同化にあるのではないかという自戒がなされた点は、筆者にとつてきわめて興味深いことであった。

最後に、ブラジルでは一九三〇年に入り、ジェツリオ・ヴァルガス (Getúlio Vargas) のクーデタによって様々な政治・経済・社会的な状況が激変した。その中で、「レイス法案」に賛同を表明した排日派が再び復活して、一九三四年には「外国移民二分制限法」案を連邦議会に提出するに至った。「レイス法案」を受け継ぐこの法案は、今回は圧倒的な賛成多数で可決された。今後は、一九三四年に提出された「外国移民二分制限法」案をめぐるブラジ

ル議会、ブラジル日系社会、日本社会での様々な論争を整理・再検証したいと思う。

註

- (1) Thomas E. Skidmore, *Black into White: Race and Nationality in Brazilian Thought*, Duke University Press, 1993, p. 137.
- (2) 一九世紀半はからブラジル知識人たちは特にアルツール・デ・ゴビノー (Arthur de Gobineau) のアリアン至上主義や、ロイス・アガシース (Louis Agassiz) の科学的人種主義を積極的に受容した。それぞれが、白人の遺伝子の優越を唱えた優生学論であり、それを受容したブラジルの白人エリート層は、自国のアフリカの要素に対して抱いた劣等感を克服するため、国民の「白人化」を推進しようと考えたのである。それについては、前掲 (1) に詳しい解説がある。
- (3) 前掲 (1) 二四頁。なお、「白人化」については丸山浩明『ブラジル日本移民の軌跡―百年の「大きな物語」』丸山浩明編『ブラジル日本移民―百年の軌跡―』(明石書店、二〇一〇年) 所収、一七九頁にも日本語で言及がある。
- (4) 初期には、日本移民は契約期間三〜四年の短期的労働者、いわゆる出稼ぎとしてブラジルに渡航した。
- (5) 逃亡した日本移民の多くは新たな働き先を求めてサンパウロ市内へ向かった。日本移民による逃亡や紛擾などについては、半田知雄『移民の生活の歴史―ブラジル日系人の歩んだ道―』(家の光協会、一九七〇年) 五三―六六頁を参照。なお、同問題については、高橋幸春『日系ブラジル移民史』(三一書房、一九九三年) 四九―六〇頁にも言及がある。
- (6) 鈴木讓二『日本移民出稼ぎ移民史』(平凡社、一九九二年)

史苑 (第七四卷第二号)

- 一六一頁。
- (7) 一九一七〜一九二〇年までに一万三四二一人がブラジルに導入された。前掲 (3) 一一九頁。
- (8) サンパウロ人文科学研究所編『ブラジル日本移民史年表』(無明舎出版、一九九七年) 五〇頁。
- (9) 三田千代子「ブラジルの移民政策と日本移民―米国排日運動の反響の一事例として―」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』(論創社、一九九七年) を参照。
- (10) 三田千代子『出稼ぎ』から「デカセギ」へ―ブラジル移民一〇〇年にみる人と文化のダイナミズム』(不二出版、二〇〇九年)。特に第二章「ブラジルの移民政策と日本移民」三〇―五三頁。
- (11) 前掲 (3) 一四三頁。
- (12) サンパウロ人文科学研究所編『ブラジル日本移民史年表』(無明舎出版、一九九七年) 五二頁。
- (13) 黒瀬郁二「ブラジルの日本人植民地」渋沢史料館編『日本人を南米に発展せしむ―日本人のブラジル移住と渋沢栄一―』(渋沢史料館、二〇〇八年) 所収、四八頁。
- (14) 前掲 (1) 一九六―一九七頁。
- (15) 斎藤広志『ブラジルの日本人』(丸善、一九六〇年) 二九頁。なお前掲 (8) 四七頁にも日本人への渡航補助金の更なる拒否について言及がある。
- (16) アンドウ・ゼンパチ「外国移民ブラジル入國史」『ブラジル研究叢書』第二集、一九五四年、一一―三七頁。
- (17) 「伯国連邦議会下院ニ提出ノレイス移民法案ニ関シ詳報ノ件」『日本外交文書』大正二年第一冊、二〇二―二〇三頁。
- (18) 前提 (15) を参照。

第二次世界大戦前のブラジルにおける日本移民制限の動向（ドナシメント）

- (19) 前掲 (1) 一九六一—一九七頁。
- (20) 前掲 (9) を参照。
- (21) アンドウ・ゼン・パチ「ブラジルの国家主義と日本移民制限」香山六郎編『移民四〇年史』（香山六郎、一九四九年）所収、四二—四四頁。つまり、筆者は、当時のブラジルの政治的事情を考慮すれば、日本移民制限法が可決する余地はなかったと考へる。
- (22) 「正義の声馬買う金を借しみ徒歩する日本移民仕事は立派だが落ち着きがない」（一九二四年二月一日付『伯刺西爾時報』記事）。
- (23) 前掲 (17) を参照。
- (24) Congresso Nacional, *Anais da Câmara dos Deputados*, Vol. X, 1923 (Rio de Janeiro, 1928), p. 149.
- (25) Takeuchi Yumi, *O perigo Amarelo: Imagens do mito, realidade do preconceito (1920-1945)*, Sao Paulo: Huananias, 2008.
- (26) 前山隆「一九二〇年代ブラジル知識人のアジア人種観—日本人観を中心に」柳田利夫編『ラテンアメリカの日系人—国家とエスニシティ』（慶應義塾大学地域研究センター叢書、二〇〇二年）所収、一八頁。
- (27) 「連邦議会に於ける排日法案「ボ」氏の親日的修正説」（一九二五年七月一七日『聖州新報』記事）。
- (28) 前掲 (1) 一九三一—一九六頁。
- (29) 「また伯国でも日本人排斥」（一九二四年二月一日『伯刺西爾時報』記事）。
- (30) 「伯国に万里長城は築けぬ日本移民制限どころか増加さすべきだと聖州上院の日本移民擁護獅々吼」（一九二三年一月二日『伯刺西爾時報』記事）。
- (31) 「伯国の排日現実も遠い将来ではあるまい」（一九二四年一月一日『伯刺西爾時報』記事）。
- (32) 「斯くして悪化さるる伯西の排日気分（一—四）」（一九二四年一月二日—一九二四年二月一日『大阪朝日新聞』記事）。
- (33) 前掲 (32) を参照。
- (34) 「ブラジルの排日気勢頓に濃厚となる…議会で審議中の移民制限法案…外務当局抗議せん」（一九二四年一月九日『国民新聞』記事）。
- (35) 「排日移民法案上程ノ運動ヲ未然ニ防止スル様尽力要望ノ件」（『日本外交文書』大正十三年第一冊、二五七—二七五頁）。
- (36) 前掲 (32) を参照。
- (37) 外務省調査部編『帝国議会に於ける外務大臣演説集』（一九四〇）一一二頁。
- (38) 飯塚秀樹「一九二〇年代における内務省社会局の海外移民奨励策」（『歴史と経済』一八一号、二〇〇三年、三三—四九頁）。

本研究は二〇一二年度の立教大学史学会大会において研究発表を行い、質疑応答を経たものである。

（リヨン）第三大学院日本語・日本文化研究科博士課程後期課程、本学ラテンアメリカ研究所研究員、本学会員）